

○総務省令第七十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣 村上誠一郎

消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章第三章 略」 第四章 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条） 「第五章・第六章 略」 附則 （用語の意義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 消防用ホース 平ホース、保形ホース、大量送水用ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。 二 平ホース 消防の用に供するホース（ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施したものに限り、保形ホース及び濡れホースを除く。第三号の二及び第四号において同じ。）であつて、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース以外のものをいう。 三 保形ホース 消防の用に供するホースであつて、ホースの断面が常時円形に保たれるものをいう。 三の二 大量送水用ホース 消防の用に供するホースであつて、大量の水等を送水するために使用する呼び径（設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。第四条第二項及び第五条第一項において同じ。）が百五十を超えるものをいう。 四 大容量泡放水砲用ホース 消防の用に供するホースであつて、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられるものをいう。 五 濡れホース 消防の用に供するホースであつて、水流によりホース全体が均一に濡れるものをいう。 「六〇八 略」 九 ダブルジャケット 平ホース、大量送水用ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。 （消防用ホースの構造） 第三条 消防用ホースの構造は、次に定めるところによらなければならない。 「一〇五 略」 六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース、大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとしてすることができる。 （内径） 第四条 消防用ホース（大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。 「表略」 2 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大量送水用ホース又は大容	目次 「第一章第三章 同上」 第四章 大容量泡放水砲用ホース（第三十三条―第三十六条） 「第五章・第六章 同上」 附則 （用語の意義） 第二条 「同上」 一 消防用ホース 消防の用に供する平ホース、保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースをいう。 二 平ホース ジャケットにゴム又は合成樹脂の内張りを施した消防用ホース（保形ホース、大容量泡放水砲用ホース及び濡れホースを除く。）をいう。 三 保形ホース ホースの断面が常時円形に保たれる消防用ホースをいう。 「新設」 四 大容量泡放水砲用ホース 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第十三条第三項に規定する大容量泡放水砲用防災資機材等としての用途にのみ用いられる消防用ホースをいう。 五 濡れホース 水流によりホース全体が均一に濡れる消防用ホースをいう。 「六〇八 同上」 九 ダブルジャケット 平ホース又は大容量泡放水砲用ホースを外とうで被覆した構造のものをいう。 （消防用ホースの構造） 第三条 「同上」 「一〇五 同上」 六 縦色線又は縦線を有していること。ただし、保形ホース及び大容量泡放水砲用ホースにあつては、縦色線又は縦線を有しないものとしてすることができる。 （内径） 第四条 消防用ホース（大容量泡放水砲用ホースを除く。）は、その呼称に応じ、次の表に掲げる内径を有するものでなければならない。 「同上」 2 大容量泡放水砲用ホースの内径は、当該大容量泡放水砲用ホースに表示された呼び径（大

量泡放水砲用ホースの呼び径の範囲内のものでなければならない。 (表示) 第五条 消防用ホースは、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示するものでなければならない。 〔一・四 略〕 五 平ホース、保形ホース及び濡れホースにあつては、呼称 五の二 長さ(単位 メートル)及び第十条ただし書又は第二十二條ただし書が適用されるものにあつては、その用途 〔六 略〕 七 設計破断圧が使用圧の三倍未満の平ホース、保形ホース、大量送水用ホース及び濡れホースにあつては、「設計破断圧」という文字及び設計破断圧 〔八・九 略〕 九の二 大量送水用ホースにあつては、次に掲げる事項 イ 大量送水用である旨 ロ 呼び径 ハ 送水中に機器の操作で急激に圧力を変化させてはならない旨 〔十・十一 略〕 〔2 略〕 (ゴム及び合成樹脂の品質) 第十九条 〔略〕 2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。この場合において、第七条第三項第三号中「第十二条の試験(ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。)」とあるのは「第二十四条の試験(最小曲げ半径を内円の半径とする円形に保形ホースを曲げた状態で行うものを除く。)」と読み替えるものとする。 第四章 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホース (長さ) 第三十三条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。 (耐圧試験) 第三十四条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。 (よじれ) 第三十五条 大量送水用ホース及び大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものである	容量泡放水砲用ホースの設計された内径(単位 ミリメートル)をいう。以下同じ。)からその呼び径の百三パーセントの内径までの範囲内のものでなければならない。 (表示) 第五条 〔同上〕 〔一・四 同上〕 五 呼称(大容量泡放水砲用ホースを除く。)、長さ(単位 メートル)及び第十条ただし書又は第二十二條ただし書が適用されるものにあつては、その用途 〔新設〕 〔六 同上〕 七 「設計破断圧」という文字及び設計破断圧(設計破断圧が使用圧の三倍以上の平ホース、保形ホース及び濡れホース並びに大容量泡放水砲用ホースを除く。) 〔八・九 同上〕 〔新設〕 〔十・十一 同上〕 〔2 同上〕 (ゴム及び合成樹脂の品質) 第十九条 〔同上〕 2 保形ホースの内張り及び被覆に使用されている合成樹脂は、第七条第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号、第三号及び第四号の規定に適合するものでなければならない。 第四章 大容量泡放水砲用ホース (長さ) 第三十三条 大容量泡放水砲用ホースの長さ(単位 メートル)は、乾燥させた状態で、表示された長さからその長さの百十パーセントの長さまでのものでなければならない。 (耐圧試験) 第三十四条 大容量泡放水砲用ホースは、まっすぐにした状態で使用圧の二・〇倍(ジャケットの劣化等を防ぐための処置がされているものにあつては、一・五倍)の水圧を五分間加えた場合、破断、糸切れ、噴水、漏水等を生じてはならない。 (よじれ) 第三十五条 大容量泡放水砲用ホースのよじれは、右方向のものであり、かつ、使用圧を加え
--	--

り、かつ、使用圧を加えた場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならぬ。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、大量送水用ホースについて準用する。

2 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。

3 前二項の場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

(品質)

第三十九条 濡れホースの内張りに使用されているゴムは、第七条第二項の規定及び次の各号に適合するものでなければならない。

「一 略」

二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で JIS K 六二五九一の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合すること。

項目	試験条件
〔略〕	〔略〕
オゾン濃度の測定方法	JIS K 六二五九一に示す測定方法 C 三（定電流電解法）による。

た場合におけるホースのよじれが、使用上支障のない範囲内でなければならない。

(準用)

第三十六条 第七条から第九条まで、第十四条及び第十六条の規定は、大容量泡放水砲用ホースについて準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「長さ三十センチメートルの部分」とあるのは「一部分」と、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第三十四条の試験」と、第十六条中「使用圧一・三以下」とあるのは「その他」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

(品質)

第三十九条 〔同上〕

「一 同上」

二 ホースの長さ三メートルの部分折り畳んだ状態で JIS K 六二五九一の静的オゾン劣化試験の方法に基づいて、次の表に掲げる試験条件により試験を行った後において、第四十五条の規定に適合すること。

項目	試験条件
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	JIS K 六二五九に示す定電流電解法による。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った消防用ホースについては、改正後の消防用ホースの技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用ホースとみなす。